

地域支援事業における包括的支援事業の実施および地域包括支援センター設置に関する要綱

(目的)

第1条 介護保険法（以下「法」という。）第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業及び第115条の45第2項第1号、第2号、及び第3号に規定する包括的支援事業の実施および法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の設置について定める。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は豊中市とする。ただし、法第115条の47第1項および第4項の規定により、包括的支援事業の運営を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に委託することができる。

2 前項により包括的支援事業を受託した者（以下「受託者」という。）は、法第115条の46第3項の規定により、豊中市に必要な書類（様式第1号）を提出することにより、センターを設置する。

(変更の届出等)

第3条 前条第2項の書類の内容の変更に係るものにあつては地域包括支援センター変更届出書（様式第2号）により、事業の廃止、休止、又は再開に係るものにあつては地域包括支援センター廃止・休止・再開届出書（様式第3号）により、速やかに市に届け出るものとする。

(センター運営の基本方針)

第4条 センター運営にあつては、「豊中市地域包括支援センター運営基本方針」に従うものとする。

(事業実施体制)

第5条 市長は、事業の実施または委託にあつては、センターごとに地域の実情に応じた担当区域を定めるものとする。

(事業内容)

第6条 センターは、担当区域内において次の各号に掲げる事業を行うこととする。

(1) 法第115条の45第1項第1号ニに定める内容

居宅要支援被保険者等（指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く。）の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める基準に従って、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、第1号訪問事業、第1号通所事業又は第1号生活支援事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業

(2) 法第115条の45第2項第1号に定める内容

被保険者の心身の状況、その居宅における生活の実態その他の必要な実情の把握、保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整その他の被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るための総合的な支援を行う事業

(3) 法第 115 条の 45 第 2 項第 2 号に定める内容

被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業

(4) 法第 115 条の 45 第 2 項第 3 号に定める内容

保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による被保険者の居宅サービス計画及び施設サービス計画の検証、その心身の状況、介護給付等対象サービスの利用状況その他の状況に関する定期的な協議その他の取組を通じ、当該被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う事業

(5) 法第 8 条の 2 第 16 項に定める内容

センターに併設して、指定介護予防支援事業を実施する。

(6) その他、厚生労働省令で定める事業

(職員の配置等)

第 7 条 センターには、次の各号に掲げる常勤かつ専従の職員を配置する。

- (1) 保健師、またはこれに準ずる者として、地域ケア、地域保健等に関する経験があり、かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を 1 年以上有する看護師。なお、この経験のある看護師には准看護師は含まないものとする。
- (2) 社会福祉士、またはこれに準ずる者として、福祉事務所の現業員の業務経験が 5 年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に 3 年以上従事した経験を有する者、もしくは介護支援専門員の業務経験が 3 年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に 3 年以上従事した経験を有する者
- (3) 主任介護支援専門員、またはこれに準ずる者として、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について（平成 14 年 4 月 24 日付け老発第 0424003 号厚生労働省老健局長通知）」に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者、もしくは地域包括支援センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事した期間が通算 5 年以上である者

2 各職員の配置数については市長が別途定める。

(管理者)

第 8 条 センターには、管理者を置くものとし、前条のいずれかの者をもって充てるものとする。

2 前項に定める管理者は、指定介護予防支援事業所の管理者をもって充てるものとする。

(公正・中立性の確保)

第 9 条 センターは、事業を実施するにあたって、高齢者に提供されるサービスが、特定の種類又は特定のサービス事業者に理由なく偏ることのないよう、公正・中立性を確保しなければならない。

(運営協議会への報告)

第 10 条 受託者は、運営に関する事項について豊中市地域包括支援センター運営協議会に報告しなければならない。

2 地域包括支援センター運営協議会については、別途要綱で定める。

(守秘義務)

第 11 条 受託者およびその職員またはこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、その業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 6 条第 1 項第 3 号の準ずる者については、平成 19 年度に限っての特例措置として、ケアマネジメントリーダー研修が未修了者であっても、平成 19 年度末までに主任介護支援専門員研修を受講することを条件として、既に地域包括支援センター職員研修、「介護支援専門員現任研修事業の実施について（平成 12 年 9 月 19 日付け老発第 646 号厚生省老人保健福祉局長通知）」に基づく介護支援専門員現任研修（基礎研修課程及び専門研修課程）または「介護支援専門員資質向上事業の実施について（平成 18 年 6 月 15 日付け老発第 0615001 号厚生労働省老健局長通知）」に基づく介護支援専門員専門研修（専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱ）を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有する者としても差し支えないものとする。

附 則

この要綱は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

2 第 7 条第 1 項第 2 号の社会福祉士に準ずる者、同条同項第 3 号の主任介護支援専門員に準ずる者については、それぞれ将来的に社会福祉士、主任介護支援専門員を配置する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。